

答弁書第一二八号

内閣参質一六九第一二八号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田康夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員山内徳信君提出文化庁のジユゴン保護政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山内徳信君提出文化庁のジユゴン保護政策に関する質問に対する答弁書

一及び四について

文化庁としては、沖縄近海におけるジユゴンの生息地等について独自に詳細な調査を行つたことはないが、環境省が平成十三年度から十七年度までの間に実施した「ジユゴンと藻場の広域的調査」においては、文献調査及び聞き取り調査に協力し、同省からその結果について情報提供を受けるなど、ジユゴンの保護に関する情報交換や意見交換を適宜行つてゐるところである。

二について

文部科学省としては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百九条の規定により、ジユゴンを天然記念物に指定し、捕獲を始めとする現状変更等の規制の対象とし、その保護を図つてゐるところである。

三について

文化庁としては、現在のところ、ジユゴンに関する調査の実施は予定していない。

五について

防衛省では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に沿った調査を実施しているところであり、現時点では、普天間飛行場代替施設の建設について、文化財保護法第百六十八第二項の規定による文化庁長官の同意を求める手続を行っていない。

六について

ジュゴンについては、文化財保護法その他の法令に基づいた適切な保護が図られるべきものと考えている。